

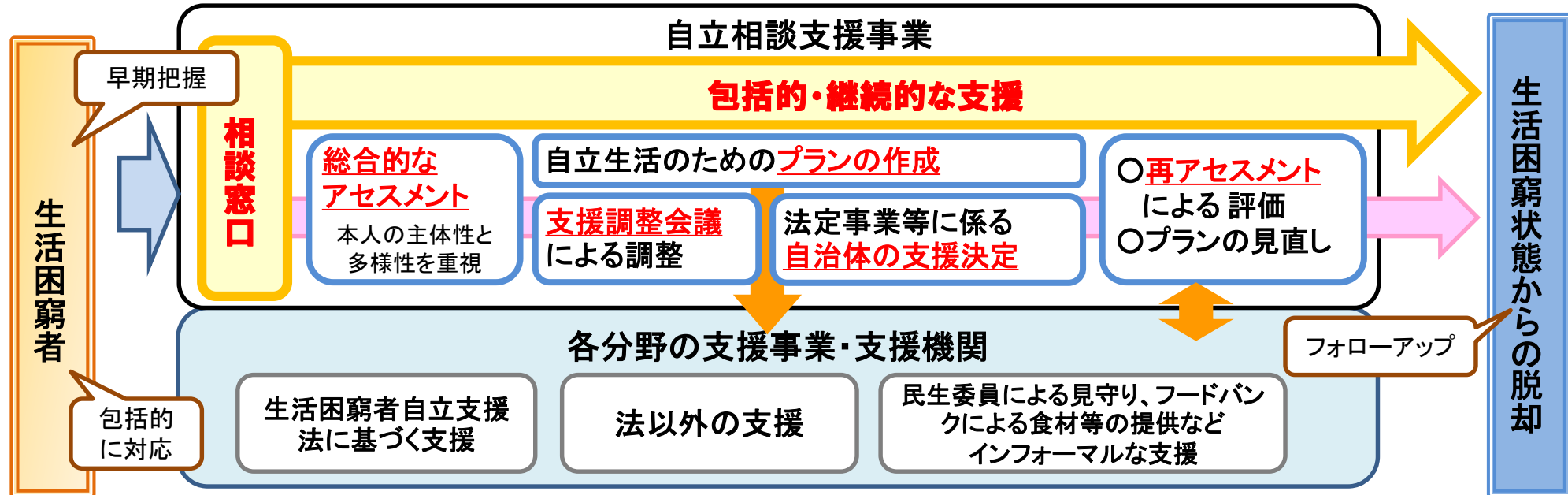
生活困窮者に対する 自立相談支援のあり方について

1. 自立相談支援事業の機能強化

自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～令和3年3月)

【平成27年度～令和2年度】

- 施行後6年間での新規相談受付件数(延べ件数)は、約195.0万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約49.0万件。
- 包括的な支援の提供により、約19.3万人が就労・増収につながった。

【令和2年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、新型コロナウイルスの影響により急激に増加している。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	H30年度 目安値	現KPI(令和1～3年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当りに換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	13件	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	8件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	—	—	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合90% (※令和元年度 85%、令和2年度83%)

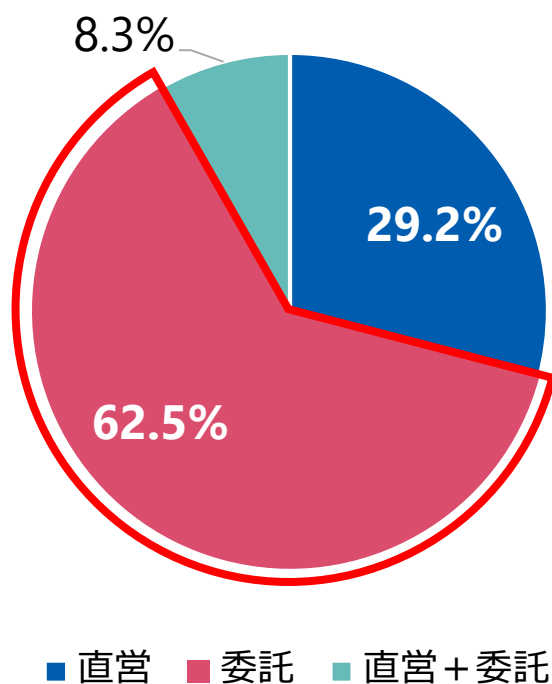
支援状況調査集計結果(H27.4～R2.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	①	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ②		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ③	
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%
R1	248,398	16.2	79,429	5.2	35,431	2.3	25,212	16,717	8,650	4,890	61%
R2	786,163	51.4	139,060	9.1	76,100	5.0	20,659	14,502	11,902	5,924	27%

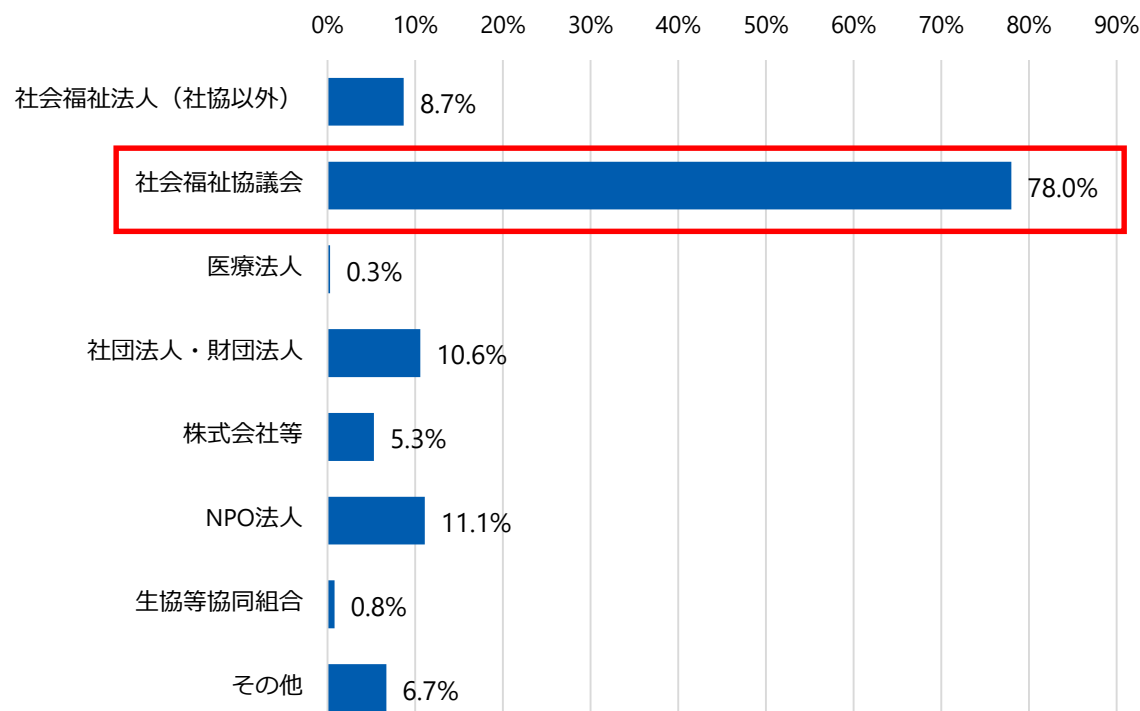
自立相談支援事業の運営状況

- 自立相談支援事業は、直営が3割となっており、6割は委託によって運営されている。
- 委託先の状況を見ると、社会福祉協議会が8割を占めている。

自立相談支援事業の運営方法



n=906

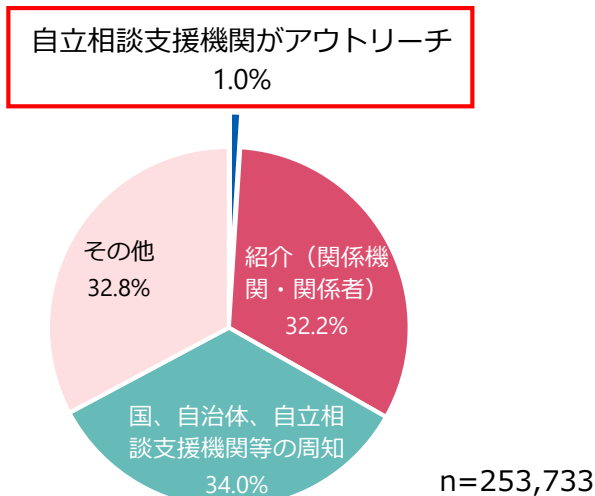


自立相談支援機関におけるアウトリーチ等の支援について

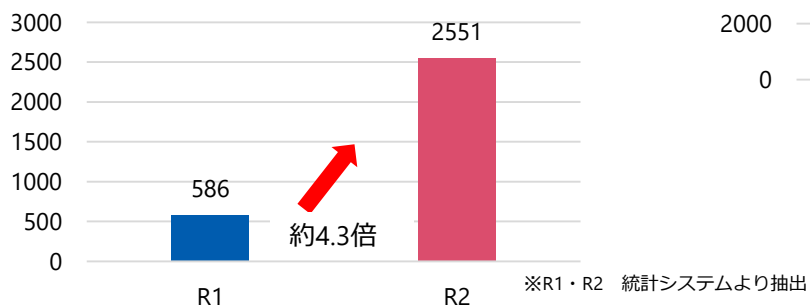
- 新規相談者のうち、相談のきっかけが「自立相談支援機関がアウトリーチ」の割合は1%、件数では、令和元年度と比べると令和2年度の方が約4.3倍の2,551件と増加している。
- 訪問支援（「訪問」「同行支援」の合計）の件数については、令和2年度は令和元年度に比べ減少している。

新規相談者の相談のきっかけの割合（R2）

※不明を除く割合



新規相談者のうち、相談のきっかけが「自立相談支援機関がアウトリーチ」の件数



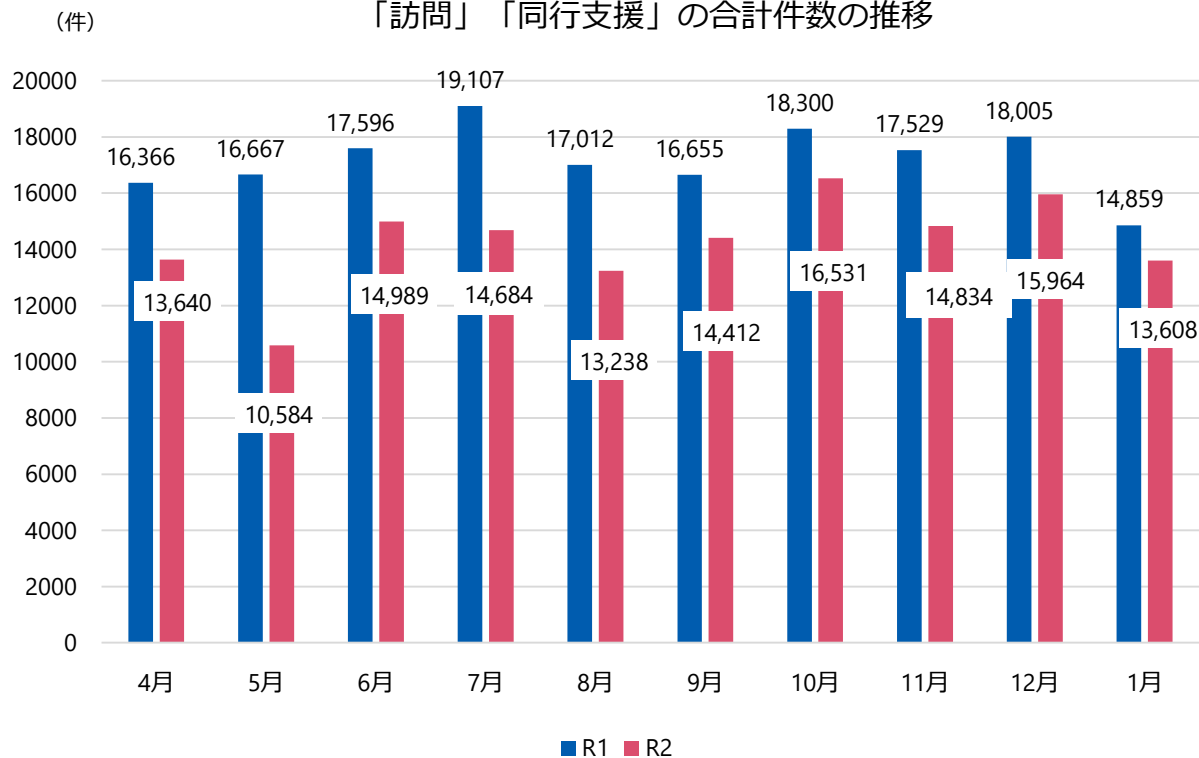
支援実績（支援実施延べ回数）

※評価実施、未評価を含む全ケースに対する支援実績

令和元年度	172,096件
令和2年度	142,484件

※4月から翌1月までの実績の合計

「訪問」「同行支援」の合計件数の推移



※R1・R2 統計システムより抽出

※R1年度の2月・3月はシステム抽出不可のため1月までの件数にて比較

支援会議・支援調整会議について

- 関係機関の狭間で適切な支援が行われなかったといった事例の発生を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、平成30年改正法で「支援会議」を創設。
- 一方、支援調整会議は、個々の生活困窮者の支援プランの決定等を行い、継続的な支援を行うことを目的とするものであり、目的や対象者の範囲等が異なる。

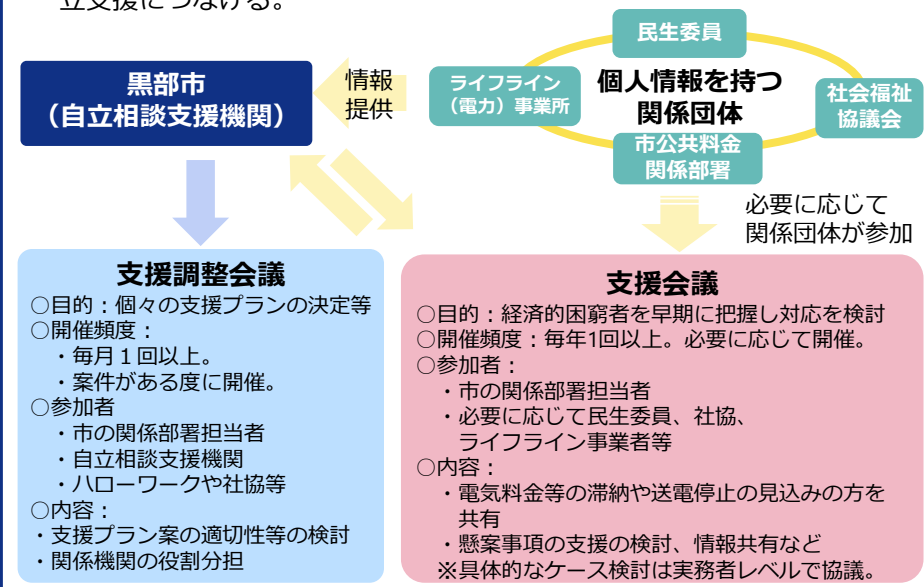
【支援会議と支援調整会議の整理】

	支援会議	支援調整会議
設置根拠	法第9条第1項	実施要綱 自治体事務マニュアル等
設置（開催）主体	福祉事務所設置自治体	主に自立相談支援機関
対象	自立相談支援機関が支援決定したケースに限らない	自立相談支援機関が支援決定したケース
関係機関との情報共有	本人の同意がなくても可能 ※支援会議における情報等の提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に違反しない。 ※第三者へ秘密を漏らした場合の罰金あり。	本人の同意が必要
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関間の情報共有による、支援を必要とする人の早期把握・支援へのつなぎ ・ 地域における支援体制の検討 （取り扱う事例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人同意が得られず、適切な情報の共有や連携を図ることができない事案 ・ 世帯全体として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラン案の適切性の協議 ・ 支援提供者によるプランの共有 ・ プラン終結時等の評価 ・ 個々のニーズに対応する社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

支援会議と支援調整会議の事例

富山県黒部市

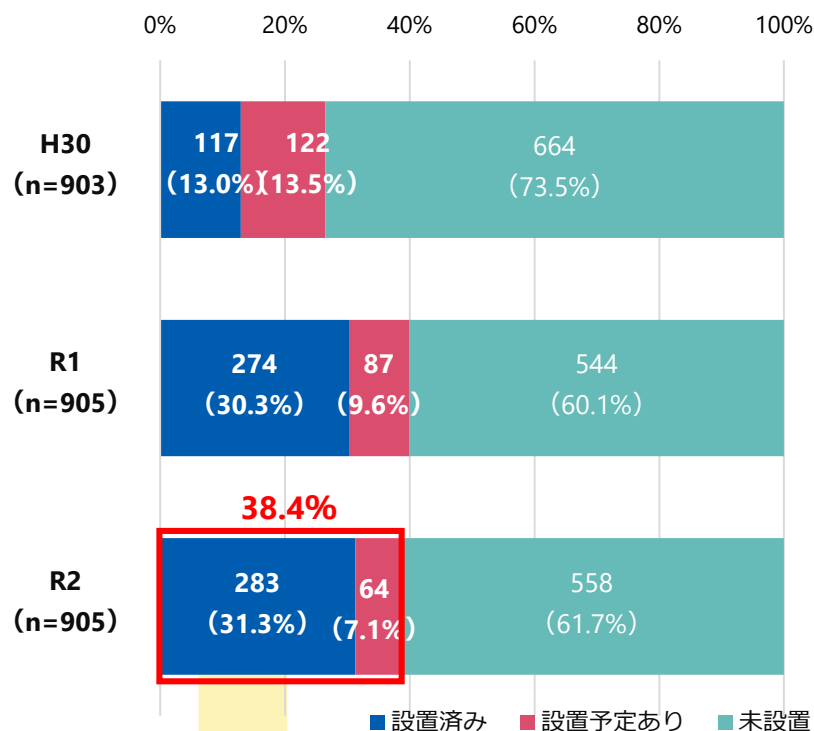
- 関係機関間の狭間で適切な支援が行われなかったといった事例を防止し、生活困窮者を早期に把握することを目的に、民生委員やライフライン事業者等関係団体に対して、深刻な困窮状態にある世帯を発見したり、訪問時に異常を感じた場合には、市への情報提供を求めている。
- 社会的に孤立状態等にあり、生活状況が心配な世帯については、公共料金の滞納情報や送電停止の見込み等の個人情報支援会議を活用して関係団体に共有し、確実に相談支援につなげている。
- 自立相談支援機関での支援が必要となった場合、支援調整会議にて支援プラン案の適切性の検討、関係機関の役割分担等を行い、その後の自立支援につなげる。



関係機関間の情報共有を行う会議体（支援会議）の設置状況

- 平成30年改正で新設された支援会議については、約4割の自治体が設置済み・設置予定ありの状況であり、効果としては、関係機関間の情報共有や役割分担の促進が挙げられている。

支援会議の設置状況

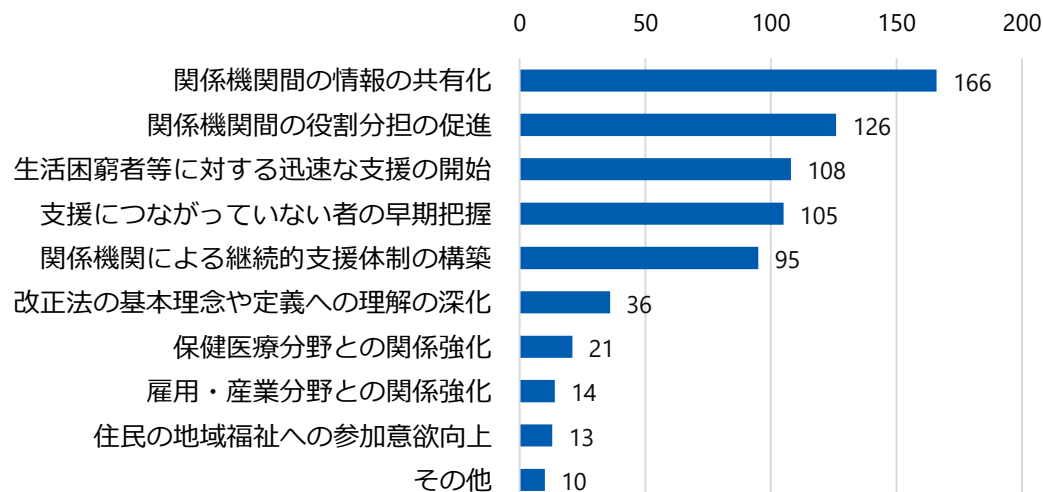


平均実施回数：21.4回（年）

対象ケース数：2.8（1会議当たり）(n=283)

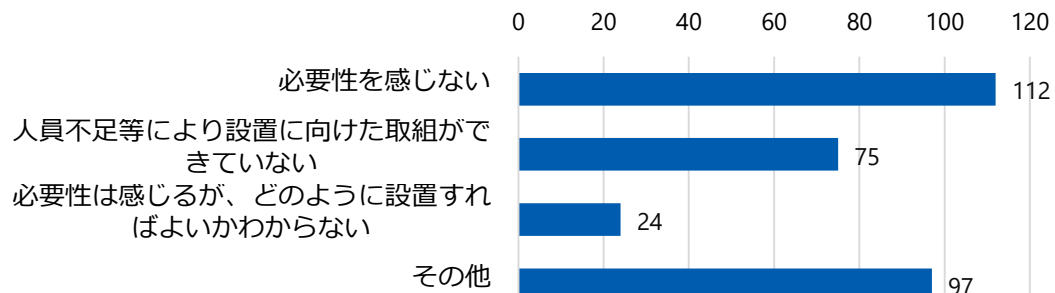
支援会議の開催による効果

(n=274)



支援会議を設置しない理由

(n=544)



※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

支援会議で庁内他部署や支援団体と分野横断的な対応を行っている事例

- 自治体の中には、生活困窮者自立支援法第9条に基づく「支援会議」を活用し、庁内他部署や支援団体との連携体制を構築し、個別の支援機関では対応できない分野横断的な対応を行うことで、包括的な支援の実施や地域課題の共有につなげている事例が見られている。

熊本県玉名市

電気事業者との連携協定の締結

- 令和2年10月に、九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社・玉名市の3者で、「生活困窮者等の要支援者発見の通報に関する協定」を締結。
- 支援が必要な人の情報を早期に把握し、生活再建につなげる取り組みで、事業者が検針や料金回収を通じて、料金支払いなどが困難な人を把握した場合には、
 - ・ 暮らしサポート課（自立相談支援機関）の案内文書を渡すとともに、
 - ・ 本人の同意が得られれば、市に通報して情報共有を実施。
- 通報を受けてからは自立相談支援機関の職員が訪問し、必要に応じて支援を行っている。
- 不定期で意見交換会を開催し、連携を深めると共に、場合によっては、個人情報の取り扱いもあることから、必要に応じて、支援会議で事前に共有することとしている。



協定書の調印式の様子（提供：玉名市）



生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(都道府県等実施分) 62億円の内数
(令和3年度 補正予算51億円 + 令和4年度 予備費11億円)

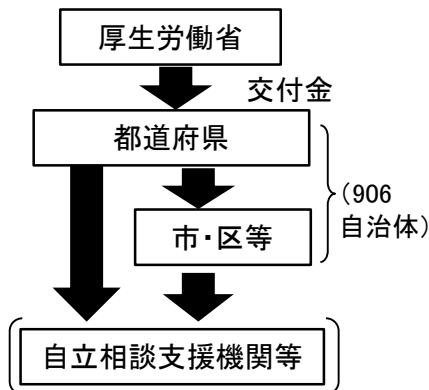
【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

- ①～⑩ 国 3/4
- ⑪ 国 10/10

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用による等による自立相談支援体制等の強化
- ③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ④ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施
- ⑪ **生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備**
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援

セーフティネット強化交付金を活用した事例（ICT活用）

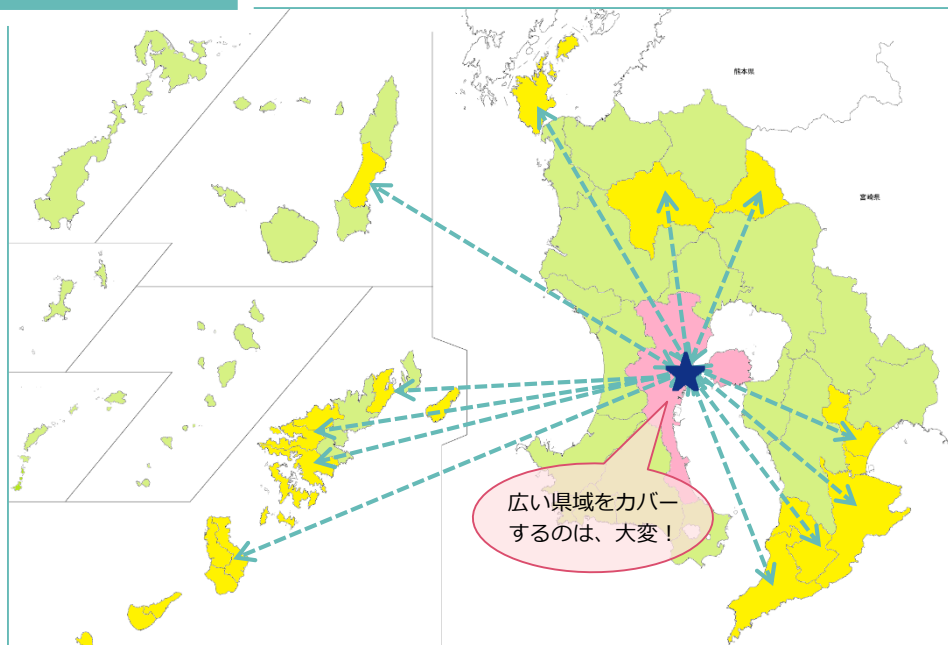
- 鹿児島県では、セーフティネット強化交付金を活用し、タブレット端末を活用した相談受付やE-ラーニング教材の開発等によるオンラインによる就労支援の実施等、ICTを活用した支援の強化を行っている。

鹿児島県

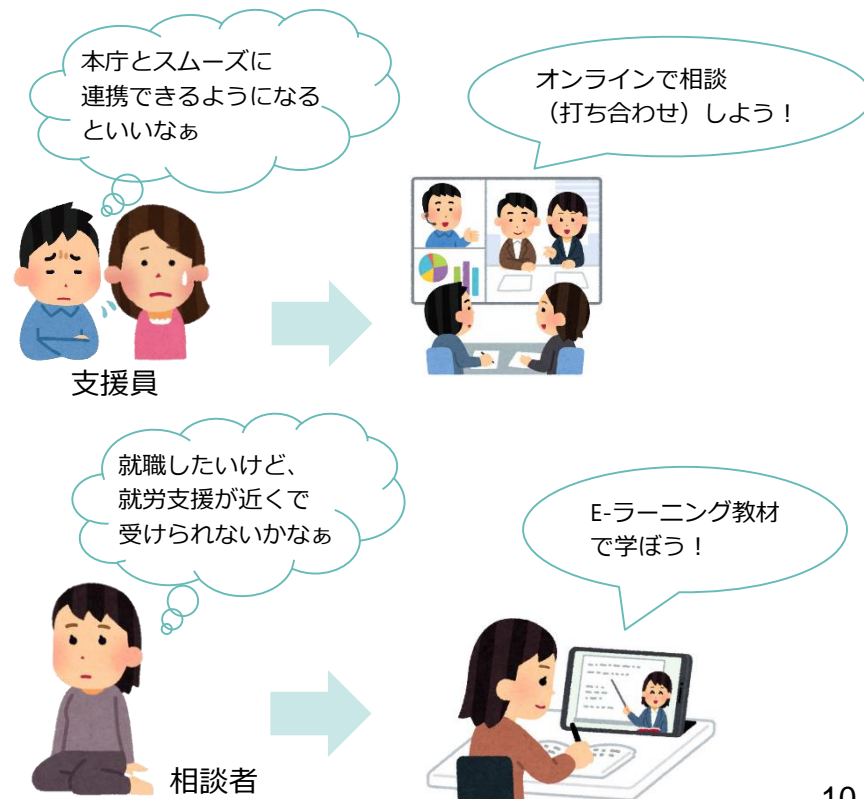
ICTを活用したオンライン相談・就労支援の実施

- 県では福祉事務所未設置自治体における自立相談支援機関を運営しており、島嶼部等における支援については、情報連携や社会資源の活用等に課題に感じていたところ、各相談機関にタブレット端末やPCを配備し、インターネット環境を整備することによって、オンラインによる相談支援の体制を構築。
- 就労支援においては、E-ラーニング教材の開発等を行い、オンライン環境による新しい就労支援のメニュー開発等に取り組んでいる。

鹿児島県の地図



■ 鹿児島市（県庁所在地） ■ 福祉事務所設置自治体 ■ 福祉事務所未設置自治体



セーフティネット強化交付金を活用した事例（外国人の方への対応）

- コロナ禍で増加した外国人の方からの相談に対応するため、多言語対応したオンライン相談体制の構築や通訳職員の加配、多言語端末の導入等を実施している。

課題・取組事例

東京都豊島区

オンライン相談体制の構築

- 飲食業を営んでいる又は飲食業に勤めている外国籍の方が多いため、コロナの影響が大きい。
- 住居確保給付金においては約3割、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金においては約5割が外国籍の方の相談である。
- 在留資格の関係で就業時間に制限がある方や、生活のために仕事を休むことができず相談できない方の対応に苦慮していた。
- 交付金を活用し、多言語対応したタブレット通訳及び簡易のテレビ電話サービスを使用。タブレット通訳により相互理解を深めることができ相談対応の質が高まり、テレビ電話サービスでは、特に定着支援（求人内容との状況確認）に効果が発揮され、支援員との信頼関係の維持・構築を図っている。

岐阜県美濃加茂市

人員配置

- 派遣業の外国人労働者が多く、コロナの影響による派遣切りが増えたため、困窮相談の※約5割が外国籍の方となっている。
- 特有の課題としては、派遣会社に登録しても、コミュニケーションがとれる方に優先的に仕事が割り当てられるため、なかなか就労できないという課題がある。
- 庁内の多文化共生室に配置されている通訳職員が、生活困窮の窓口における通訳も行っていたが、コロナの影響で外国籍の方の相談が増加したため、通訳職員を加配して対応している。

※R2年度新規相談件数765件のうち、外国人相談件数は410件

兵庫県丹波市

多言語端末の導入

- 社会保険や履歴書の書き方などの基本的な事項を説明することが難しく、ハローワーク等のつなぎ先でコミュニケーションの壁ができてしまう。
- 自立支援機関をはじめ市内の各支所窓口や社会福祉協議会に多言語対応翻訳機を導入し、相談者の理解力に応じて音声や文書翻訳など機能を使い分け、窓口における相談や各種手続きをサポートするなど、伴走型の支援を行っている。

セーフティネット強化交付金を活用した事例（プラットフォーム整備）

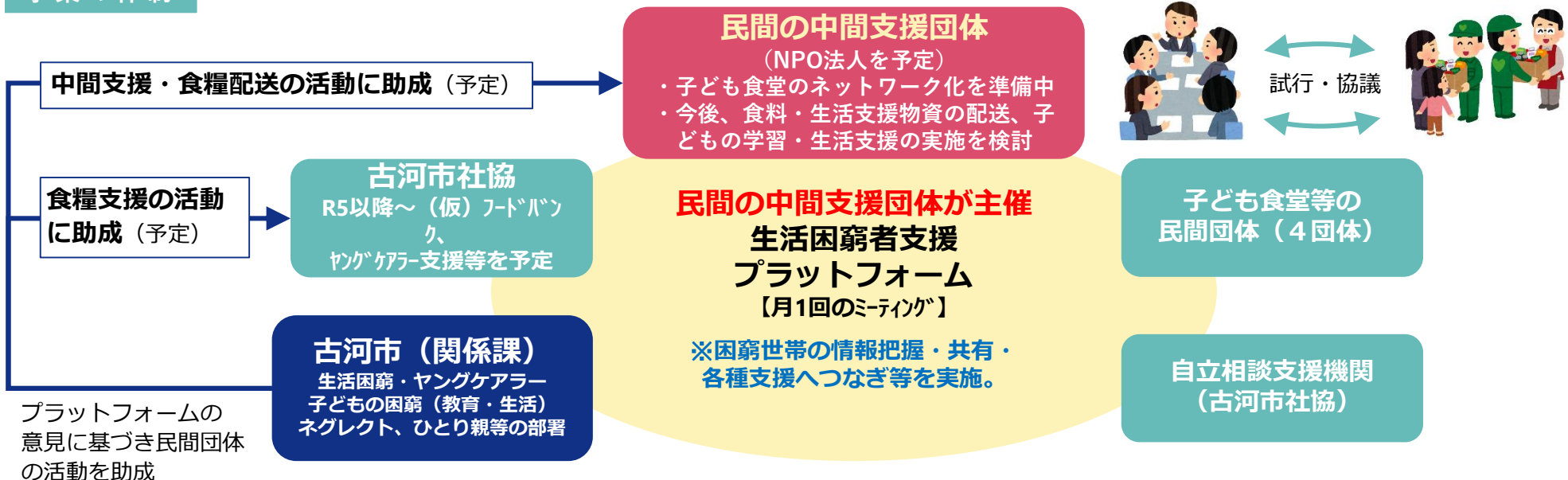
- 茨城県古河市ではセーフティネット強化交付金を活用し、民間の支援団体を中心とした生活困窮者支援を目的としたプラットフォームを設置し、コロナ禍で顕在化した新たな支援者層への支援を充実する予定。

茨城県古河市

プラットフォームの設置と試行的な連携支援の実施

- 市内の生活困窮者支援等への支援を実施している主要な民間の中間支援団体（NPO法人）を中心に、市、自立相談支援機関、市社会福祉協議会、子ども食堂等の民間団体が月に1回程度参集するプラットフォームを設置。
- 情報交換や支援方法等について協議するとともに、市社協の独自の取り組みであるフードドライブ事業を土台に、民間団体とボランティアが協力して配食を試行的に実施する。
- 実施後には、課題を整理し、次年度以降にフードバンクやヤングケアラー等への支援に本格的に取り組めるよう準備体制を構築する。

事業の体制



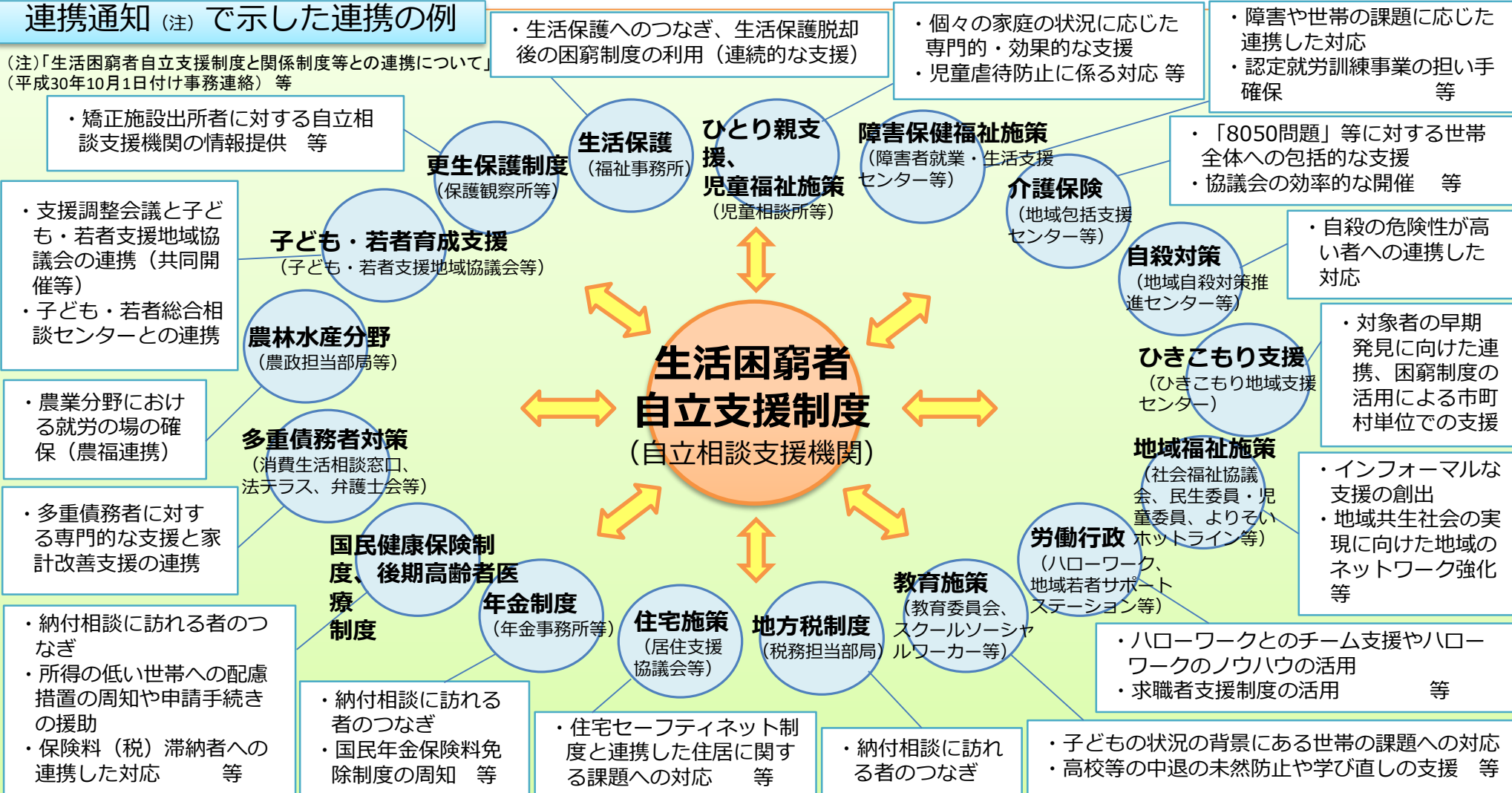
2. 関係機関との連携

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成30年10月1日付け事務連絡)等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

自立相談支援事業におけるインフォーマルサービスとの連携

- 自立相談支援事業の実施に当たっては、例えば地域のボランティアによる見守り活動や居場所の提供、食材等を提供するフードバンクなどのインフォーマルサービスも含め、生活困窮者自立支援法以外の各種制度やサービスも広く活用しながら地域全体として生活困窮者を包括的に支援することが重要とされている。

課長通知「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成31年3月29日改正）（抜粋）

（別添1）自立相談支援事業の手引き

第1の2．生活困窮者自立支援制度の全体像

（3）フォーマル・インフォーマルを含めた支援メニュー

- 生活困窮者の支援にあたり重要なことは、法に基づく事業等のみで対応するものではないということである。法以外の各種制度やサービスも広く活用しながら地域全体として生活困窮者を包括的に支援することが重要である。
- 法以外のサービスとしては、フォーマルなもののほか、インフォーマルなものがある。フォーマルサービスとは、制度に基づくサービスや支援のことであり、例えば、生活保護、ハローワークにおける職業紹介、ひきこもり地域支援センターにおける相談支援、障害者総合支援法に基づく相談支援や障害福祉サービスなどがある。一方、インフォーマルサービスとは、法制度によらない各種サービスや支援のことであり、例えば、地域のボランティアによる見守り活動や居場所の提供、食材等を提供するフードバンクなどのサービスがある。
- 地域においてこのように活用可能なサービスや事業、各種の取組を洗い出し、整理しておくとともに、生活困窮者支援に必要と考えられる他の専門的な支援機関や各種事業・サービスの実施機関と連携をとることができるようにしておくことが重要である。
- 必要なサービスがない場合、支援調整会議などの協議の場を活用し、行政と民間が協働して地域の中で創り上げていく取組が必要である。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する必要がある。

※それぞれは重複もある

フリーランス

解雇等にあつた
非正規労働者

福祉事務所来訪者の
うち生活保護に
至らない者

約30万人 (H29・厚生労働省
推計)

ホームレス

約0.3万人 (R2・ホームレスの
実態に関する全国調査)

離職期間
1年以上の
長期失業者
約53万人 (R1・労
働力調査)

ひきこもり状態に
ある人

- ・15～39歳までの者 約54万人
(H27・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)
- ・40～64歳までの者 約61万人
(H30・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)

個人事業主

(参考) 住居確保給付金
の受給者のうち「自営」
の割合: 21.8% (※)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約10万人 (H29)

孤独・孤立

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7% (R1・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯
(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約121
万人 (R1.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

外国籍

既に
顕在化

見え
にくい

(※) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（相談者の属性）

- 相談件数の増加については9割以上の自治体が「よくあてはまる」又は「ややあてはまる」と回答しており、特に「解雇・雇い止め等による非正規労働者」や「個人事業主」が増えたと感じている自治体が8割を超えている。他にも、6割以上の自治体が、就労支援が必要な人、家計や住まいに課題がある人、高齢困窮者、若年層、外国籍の人からの相談が増えたと感じている。

	よくあてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
相談件数が増えた	83.6%	8.5%	5.5%	1.4%
相談件数が減った	0.0%	1.0%	8.7%	88.2%
就労支援が必要な人からの相談が増えた	41.8%	37.3%	16.6%	2.6%
解雇・雇い止め等による非正規雇用労働者からの相談が増えた	52.1%	32.5%	11.8%	2.0%
勤務所得を補てんするための職業紹介の相談が増えた	16.0%	34.9%	37.5%	9.3%
家計に課題（多重債務等を含む）のある人からの相談が増えた	26.2%	38.5%	31.0%	2.4%
住まいに課題のある人からの相談が増えた	39.8%	37.7%	17.2%	3.6%
高齢困窮者からの相談が増えた	21.5%	37.5%	33.5%	5.9%
地域のひきこもりに関する課題（8050等）が顕在化した	5.5%	24.7%	52.7%	15.4%
ひとり親家庭・貧困世帯の子どもに関する課題が顕在化した	12.4%	36.1%	38.9%	10.8%
若年層からの相談が増えた	28.4%	45.4%	21.7%	3.0%
学生からの相談が増えた	11.6%	16.2%	32.0%	37.9%
個人事業主からの相談が増えた	53.3%	31.6%	9.1%	4.5%
外国籍の人からの相談が増えた	45.2%	21.3%	11.6%	19.9%
相談者の数・状態像ともに変化はない	2.0%	4.3%	13.6%	78.3%

※ 赤色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が8割以上、黄色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が6割以上。 n=507（基礎自治体）

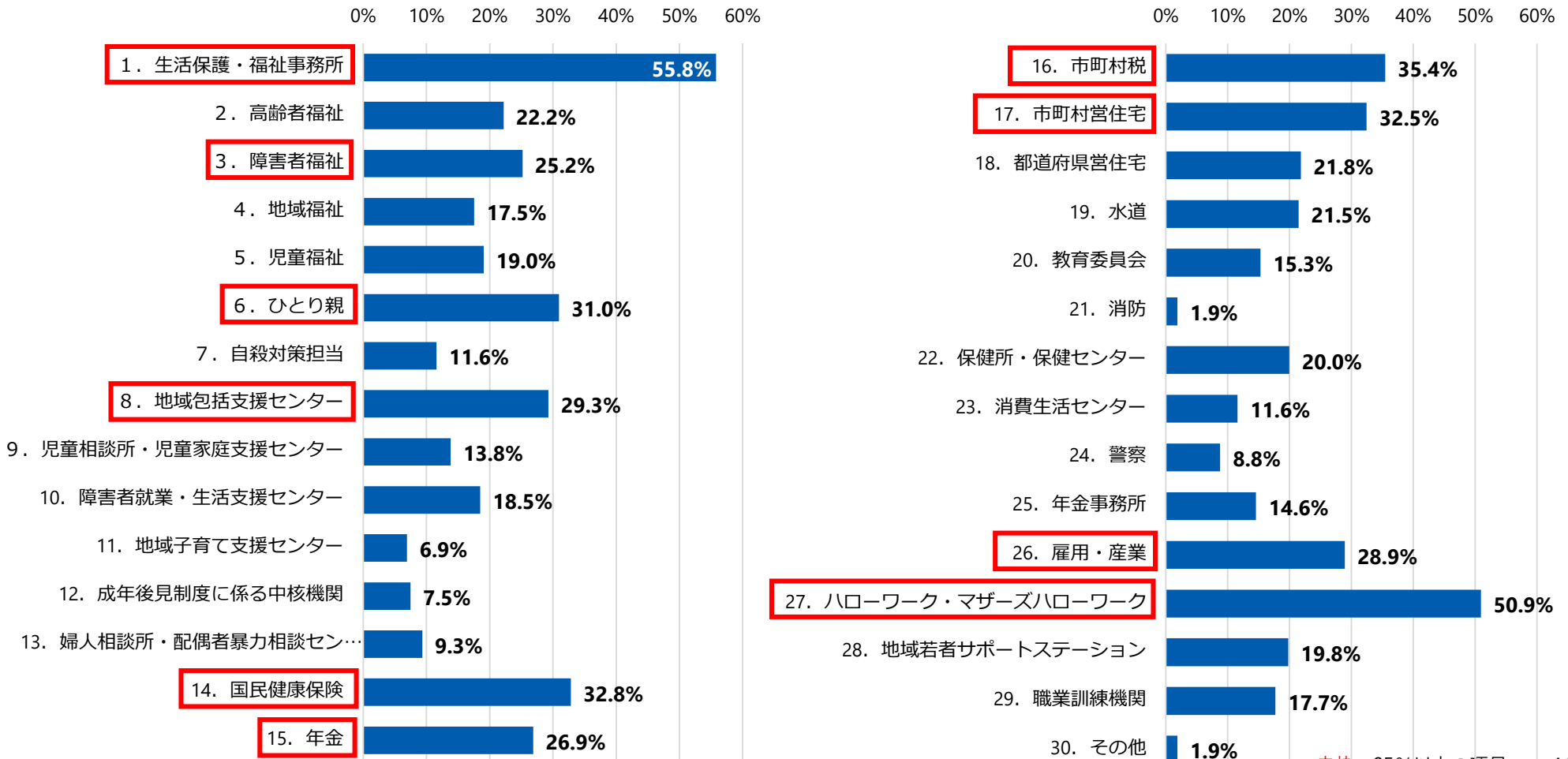
※ 令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について①

- 生活保護・福祉事務所やハローワークとの連携強化が多いものの、その他にも障害者福祉、ひとり親、地域包括支援センター、税・保険部局、市町村営住宅、雇用・産業など、幅広い分野で新たに連携強化が図られた。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

行政機関



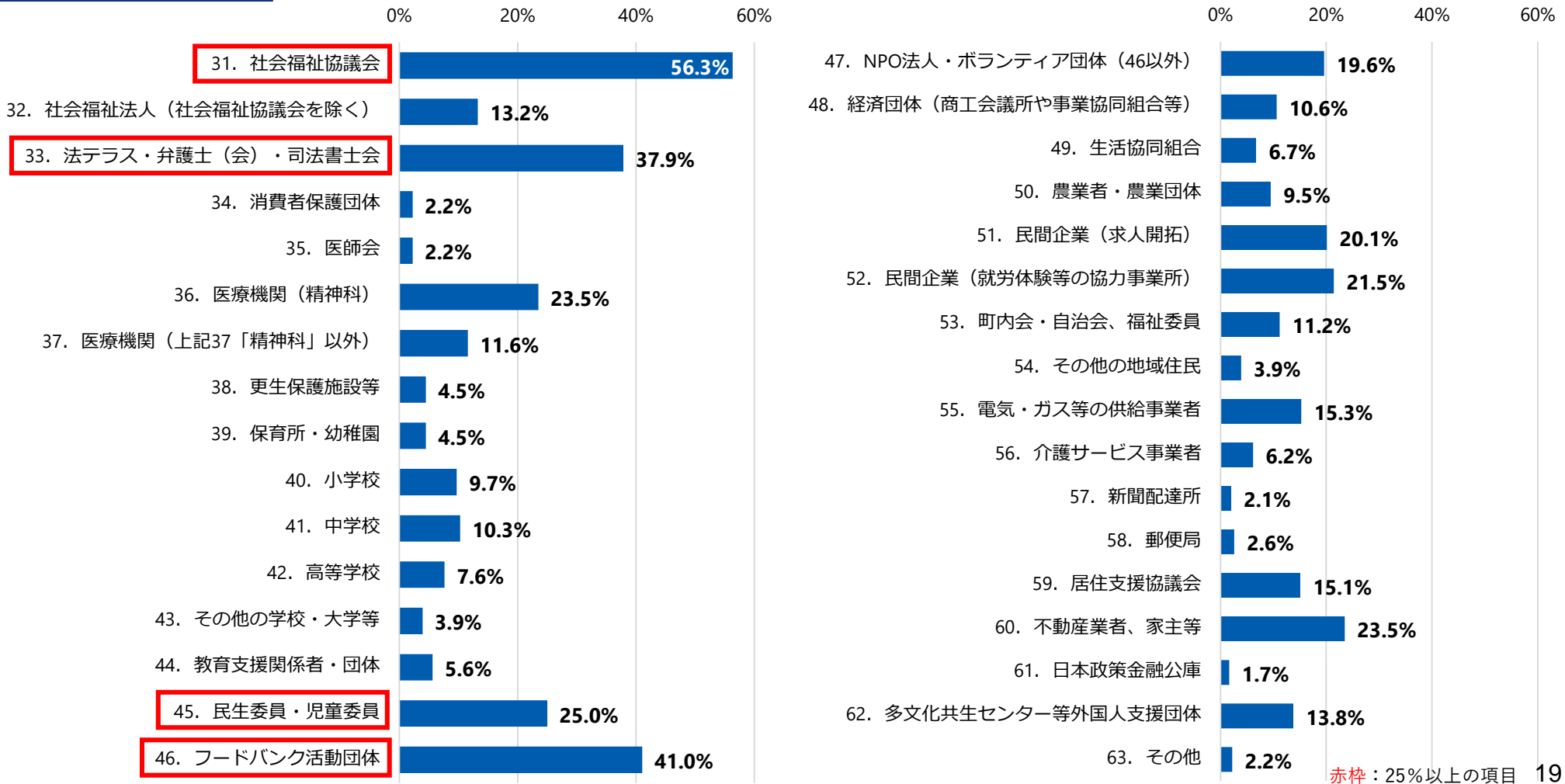
赤枠：25%以上の項目

新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について②

○ 社会福祉協議会に加え、法テラス・弁護士等、フードバンク活動団体と新たに連携を強化した自治体が25%以上見られた。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

行政機関以外

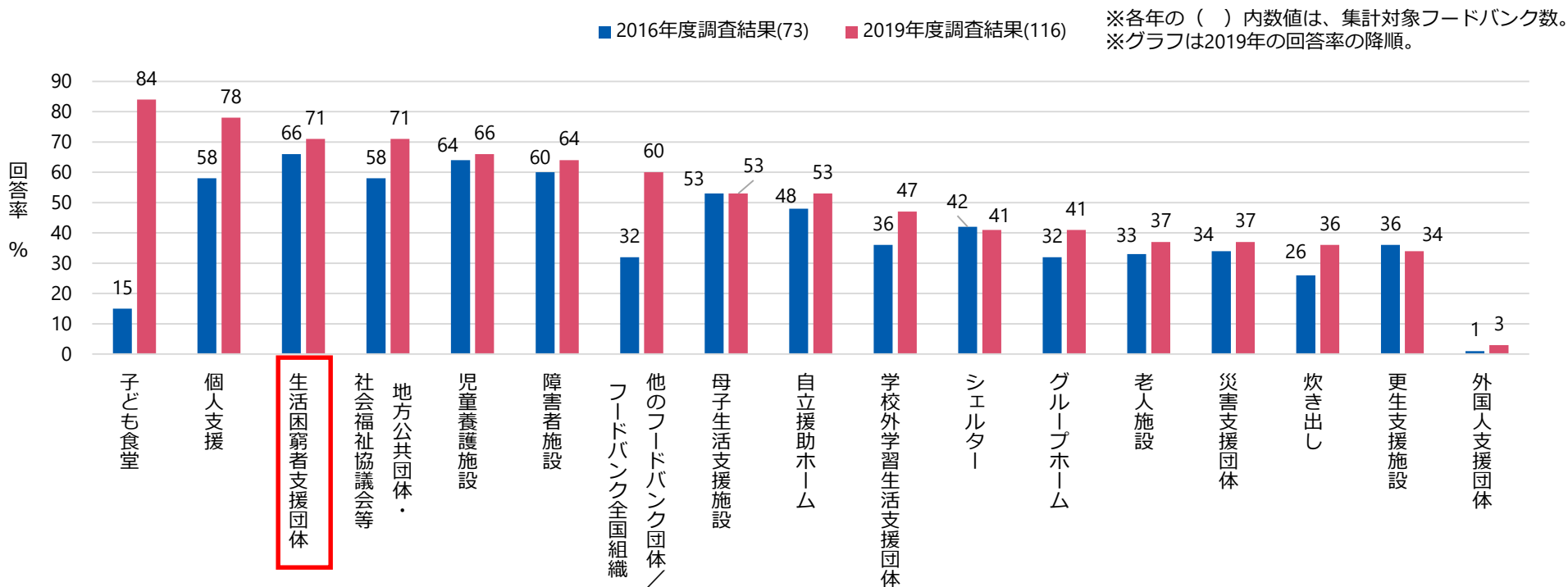


赤枠：25%以上の項目 19

自立相談支援機関とフードバンクとの連携状況

- フードバンクから提供される食品受取先として、「生活困窮者支援団体」は約7割となっている。
- フードバンクが行政に期待することとして、「生活困窮者行政窓口を訪ねた際のフードバンクに関するきちんとした説明や対応」が挙げられている。

フードバンクから提供される食品受取先



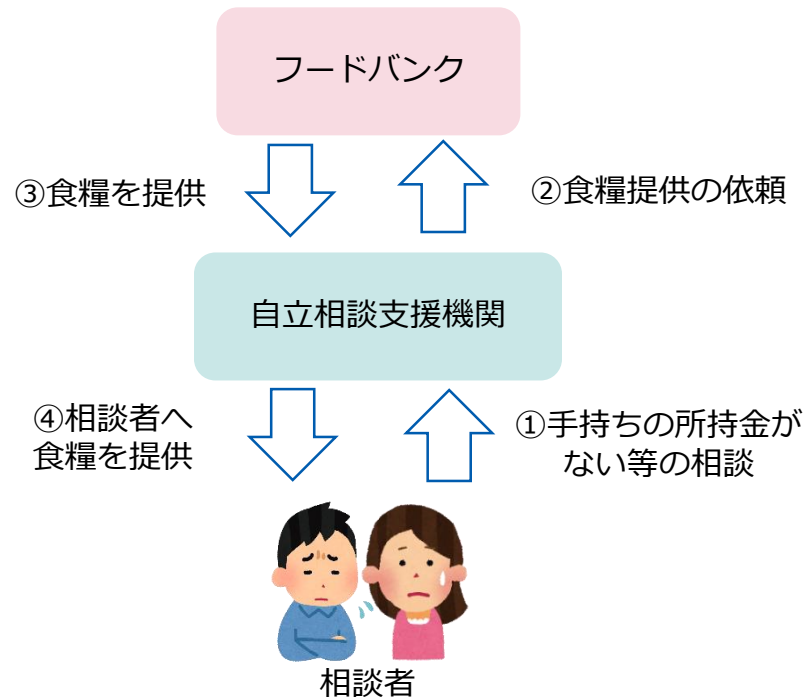
- フードバンクが行政に期待する主な意見の一つに、「生活困窮者が行政窓口を訪ねた際のフードバンクに関するきちんとした説明や対応」が挙げられている。

自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例

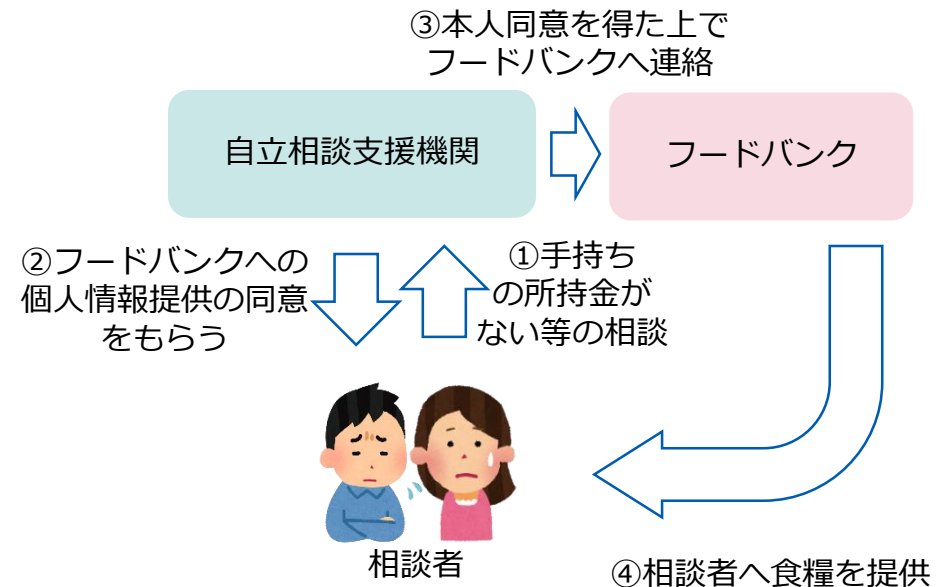
- 自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例をみると、フードバンクから自立相談支援機関につながるほか、自立相談支援機関が窓口となって食糧提供を行ったり、フードバンクにつないで食糧提供が行われている例が見られている。

自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例

フードバンクと連携して直接自立相談支援機関が食糧を提供する場合



自立相談支援機関がフードバンクにつなぐ場合



社会福祉法人の責務となっている「地域における公益的な取組」の実践事例

- 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取り組むことが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

コロナ禍における食事の提供支援

- コロナ禍において地域の小さな子どもがいる家庭や高齢者の負担軽減のため、夕食支援のお弁当を販売。（東京都内の事例）



【ポイント】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、元々実施していた地域交流カフェを休業。代替として、買い物による長時間の外出や食事づくりの負担軽減を目的として、夕食支援のお弁当を販売。

複数法人の連携による生活困窮者の自立支援

- 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援等を実施。（大阪府内の事例）



【ポイント】

複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWIによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。

認知症改善塾の実施

- 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のためのノウハウを伝達。（札幌市内の事例）



【ポイント】

認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

- 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンの運営等を実施。（石川県内の事例）



【ポイント】

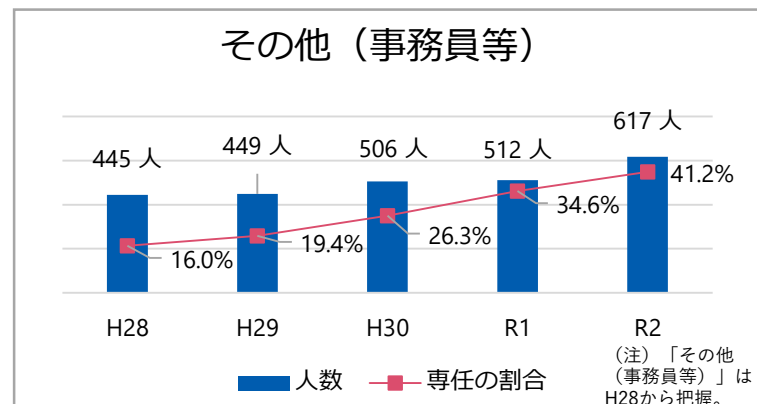
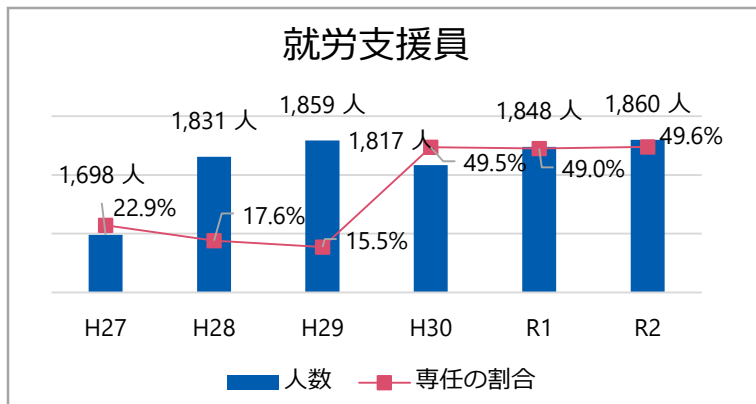
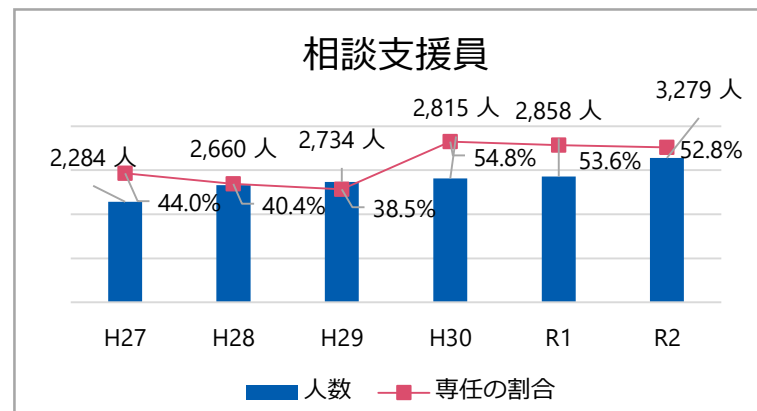
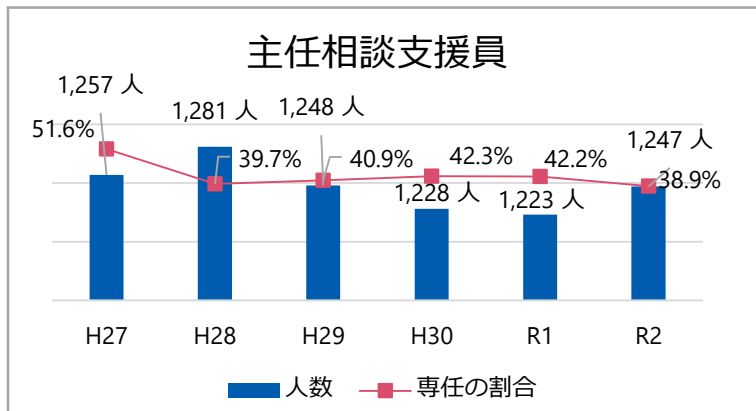
連絡員を通じて、地域の高齢者のきめ細かなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。

3. 委託の在り方を含む支援体制の確保

自立相談支援事業の支援員の配置状況

- 制度施行当初からの支援員の推移をみると、平成30年の見直し前後では各種支援員の人数は概ね横ばいとなっていたが、新型コロナの影響が続いた令和2年度の各種支援員の人数は増加している。
- 足下の専任の割合をみると、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員は約4割～5割となっている。また、その他（事務員等）の専任割合は上昇傾向にある。

支援員の配置状況



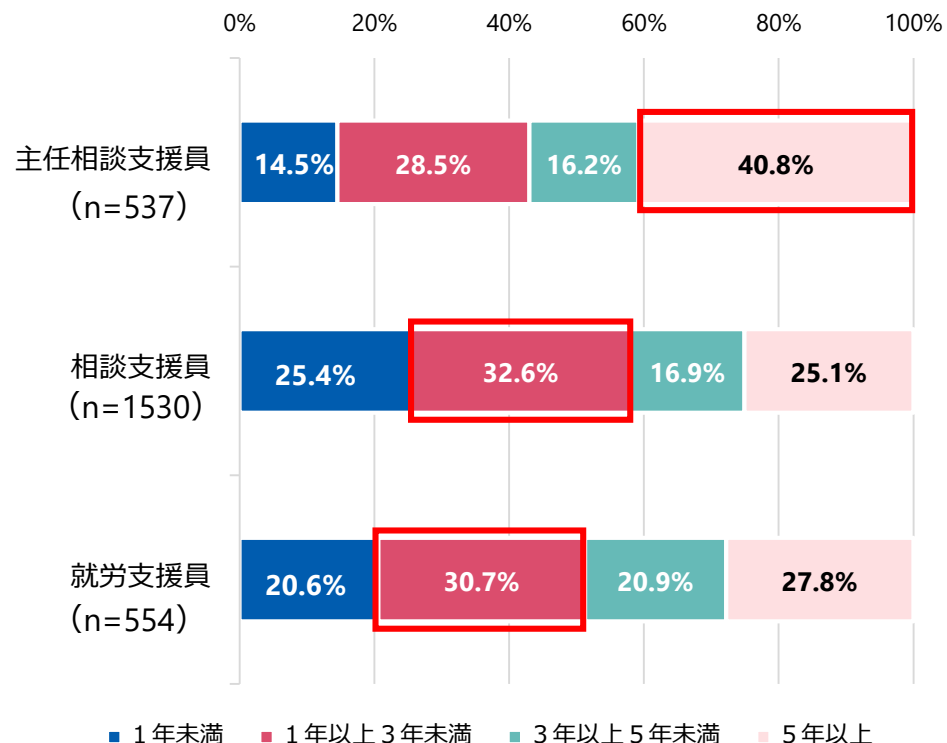
人口規模別の支援員の推移・支援員の経験年数

- 人口10万人あたりの平均支援員数（全体）をみると、全体的に概ね増加傾向で推移している一方、人口10万人以上の自治体の支援員数は、全体平均よりも低くなっている。
- 各種支援員の経験年数を見てみると、主任相談支援員では「5年以上」が最も高い割合となっており、相談支援員及び就労支援員は「1年以上3年未満」の割合が高い。

人口規模別にみた自立相談支援事業における人口10万人あたりの平均支援員数（全体）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
5万人未満	7.84人	7.93人	8.22人	8.26人	8.40人	8.69人
5万人以上 10万人未満	4.14人	4.47人	4.31人	5.25人	5.41人	5.65人
10万人以上 30万人未満	2.69人	3.33人	3.40人	3.35人	3.36人	3.75人
30万人以上 50万人未満	1.96人	2.30人	2.26人	2.39人	2.43人	2.58人
50万人以上 100万人未満	1.76人	1.66人	1.69人	2.11人	2.20人	2.46人
100万人以上	3.59人	3.68人	3.10人	3.54人	3.17人	3.59人
全体	3.14人	3.48人	3.37人	3.69人	3.68人	3.98人

支援員の経験年数



※左：H27～H30「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」（困窮室調べ）、R1～R2「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）

※右：令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

(参考) 委託先の選定にあたっての留意点

- 平成30年の制度見直しにおいて、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」を改正し、委託の選定にあたっては、質を踏まえた選定を行うことを留意点として示したところ。

局長通知「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（令和3年2月1日第9版）（抜粋）

3 事業の実施

(2) 事業委託の方法

ウ 委託先の選定にあたっての留意点

事業の委託のあり方について、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（平成29年12月15日）において、

- 法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である。
- 法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性の観点から、マニュアルの改正等により、自治体に対して、その委託にあたっての留意点等を示すべきである。

とされている。

これを踏まえ、委託先の選定にあたっての留意点を以下のとおり示すので、今後の法に基づく事業の委託先の選定にあたっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

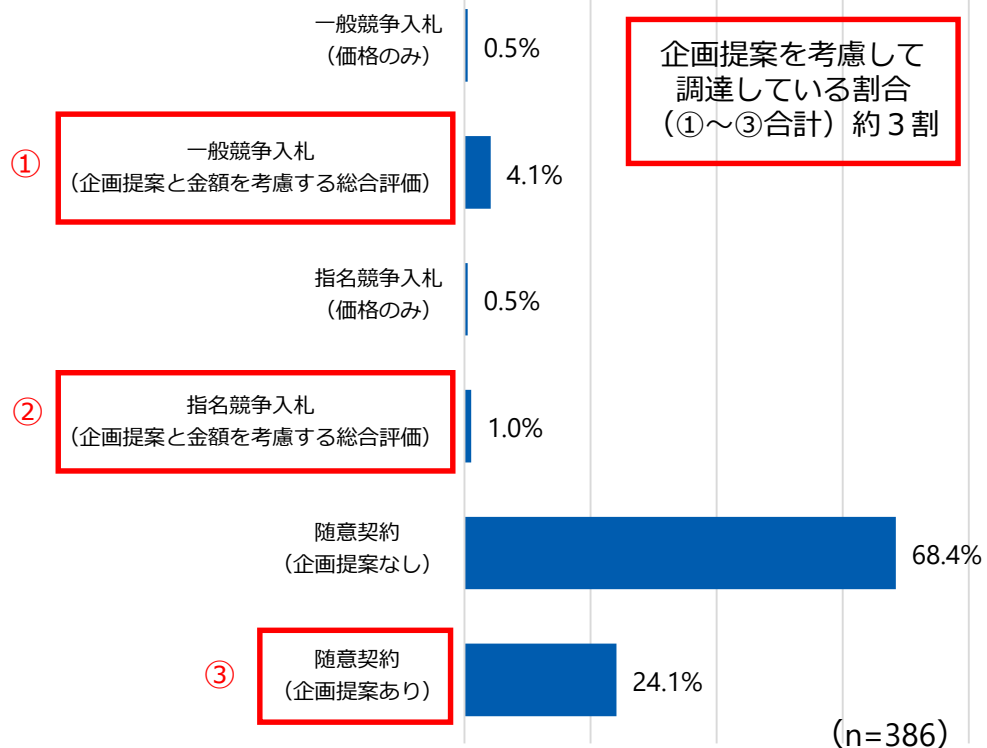
- ・ 委託先の選定等に当たっては、**事業の質の維持の観点**から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること
- ・ また、事業の内容に着目した選定が望ましいこと
- ・ さらに、**事業を利用する方の視点**も踏まえた選定が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、**事業の継続性の観点**にも留意すること
- ・ また、制度の着実な実施・浸透を図っていくためには、**従事者の質的・量的確保を配慮した視点**も重要であること
- ・ 委託先の選定にあたっては、**事業の内容を中心とした総合的な評価**を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、**価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切でないこと**

自立相談支援事業における委託先の選定状況

- 自立相談支援事業を委託する場合の委託先の調達方法について、企画提案を考慮して調達している割合は約3割。
- 企画提案を考慮して調達している自治体の選定基準をみると、ほとんどの自治体が「事業内容に関する実績・能力」をあげている。次いで「理念・基本方針、事業計画の策定」が多く、「人材の確保・育成」等の職員の質に係る項目もみられる。なお、「随意契約（企画提案なし）」の中には、事業の実施可能な団体が地域内で限定される場合があることに留意が必要。
- また、質の観点から企画提案を考慮して委託している自治体の相談支援状況をみると、新規相談件数及びプラン作成件数のいずれも平均件数が多い。

委託先の調達方法

0% 20% 40% 60% 80%



企画提案を考慮して調達している自治体の委託先の選定基準 (評価の内容) ※複数回答

選定基準 (評価の内容)	割合
事業内容に関する実績・能力	96.4%
理念・基本方針、事業計画の策定	72.7%
組織の運営管理	71.8%
人材の確保・育成 (職員の教育・研修に関する計画、実施)	63.6%
職員の就業状況・処遇への配慮	24.5%
特になし	0.0%
その他	7.3%

【委託先の選定別の人口10万人当たりの1か月平均】

平均新規相談件数

平均プラン作成件数

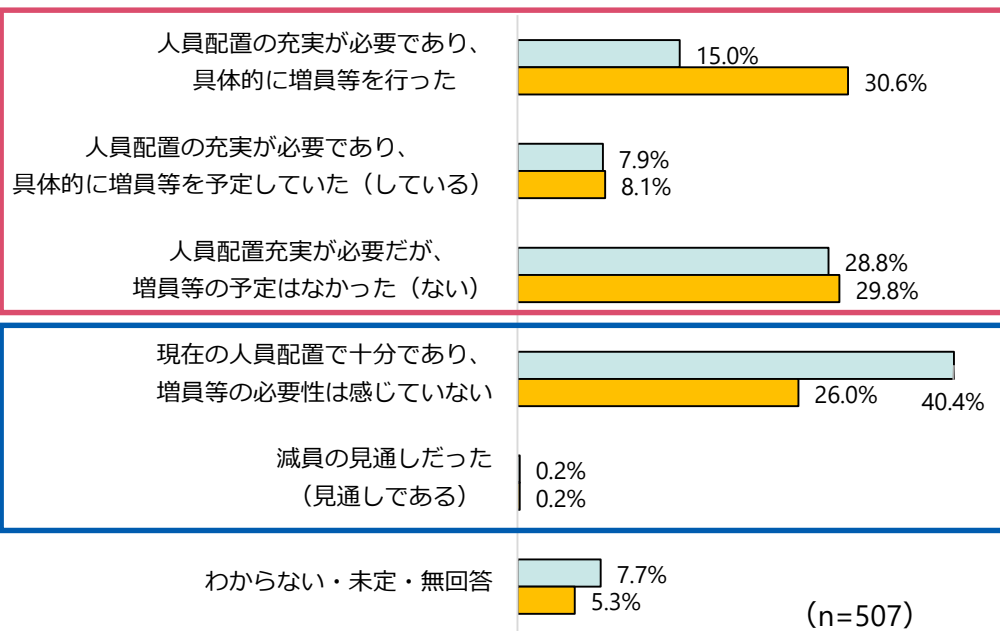


自立相談支援事業における法改正やコロナ禍の影響を踏まえた人員配置の取組状況

- 平成30年法改正における生活困窮者に対する自立の支援を行うための適切な人員配置に関する努力義務の規定や、コロナ禍を踏まえた自治体の人員配置の取組状況について、法改正による影響よりもコロナ禍による影響を受けて支援員の増員等が行われている。
- 人員配置の充実が必要な理由では、「支援員の負担が過大となっている」割合が高い。

法改正やコロナ禍の影響を踏まえた人員配置の状況

法改正やコロナ禍の影響を踏まえた人員配置の取組状況



□ ①法改正の努力義務を受けて ■ ②コロナ禍に伴う対応強化に向けて

①人員配置の充実が必要な理由 (n = 367、複数回答)

	①法改正の努力義務を受けて	②コロナ禍に伴う対応強化に向けて
対象者が多く、十分な個別支援ができていない	24.8%	49.3%
支援員の負担が過大となっている	46.0%	79.6%
支援員の研修・教育体制が不十分である	8.7%	11.7%
担当エリアが広い	6.0%	8.4%
経験・スキルを有する支援員の配置が難しい	25.9%	26.2%
出口となる社会資源開発（雇用先、協力企業、地域の居場所等）が進まない	16.6%	15.0%
職員を募集しても集まらない	9.5%	10.4%
その他	6.8%	4.1%

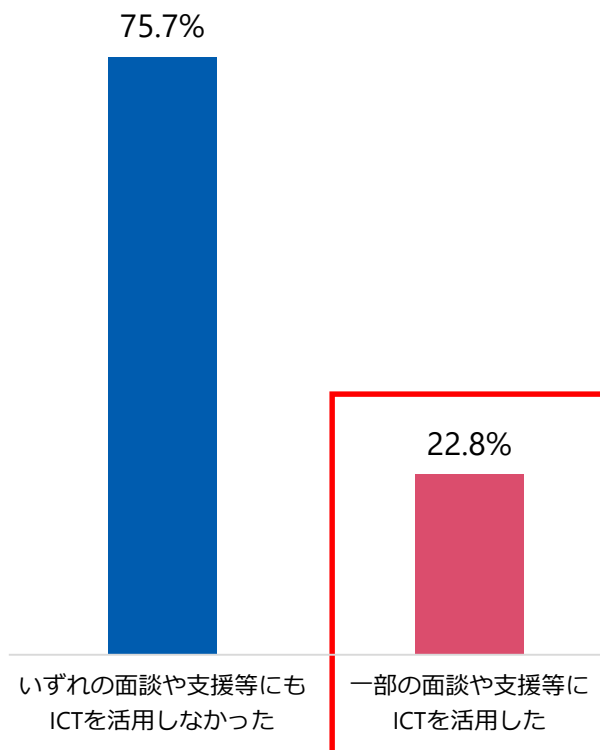
②人員配置の充実が必要ない理由 (n = 222、複数回答)

	①法改正の努力義務を受けて	②コロナ禍に伴う対応強化に向けて
現在の状況で対応することができているため	77.9%	51.8%
現在の状況で効果的な支援ができているため	16.7%	9.0%
支援対象者が少ないため	9.5%	11.7%
予算が不足しているため	3.2%	2.3%
その他	0.9%	0.9%

自立相談支援事業におけるICTを活用したオンライン相談

- ICTを活用したオンライン相談の実施割合は約2割に留まっており、利用しなかった理由では設備、機器がなかったことが最も高い。
- ICT利用のメリットとしては、「対面に抵抗感がある人の相談がしやすくなった」や「移動時間等を考慮せず、効率的に相談を実施できる」という割合が高い一方、デメリットとして、「対象者の心身の状況や生活実態の把握がしづらい」という割合が高い。

ICTの活用状況



ICTを活用しなかった理由	
該当するケースがなかった	34.5%
対面で実施すべきと判断した	37.4%
オンライン相談に関する情報セキュリティ対策が十分でない	23.2%
オンラインで実施するための設備、機器がなかった	46.8%
オンラインで実施するための方法がわからなかった。機器の取扱ができなかった。	11.3%
その他	6.9%

ICTを活用した理由			
メリット		デメリット	
潜在的な相談ニーズが顕在化しやすかった	15.4%	対象者の生活実態が把握しづらい	65.9%
対面に抵抗感がある人の相談がしやすくなった	55.3%	対象者の心身の状況が把握しづらい	65.9%
気軽にコミュニケーションをとれるようになった	22.8%	インターネットの接続不良による中断等の理由で、相談が円滑に進まない	8.9%
対象者の特性上、オンラインによる相談の方が継続しやすい	17.1%	機材が不足しているため、多くの相談ができない	12.2%
移動時間等を考慮せず、効率的に相談を実施することができる	56.1%	その他	17.1%
その他	19.5%	特になし	7.3%
特になし	0.8%		

令和4年度

1	自立相談支援事業等の適切な支援体制に関する調査研究事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、自立相談支援事業における相談件数が増加しており、適切な人員配置の体制を確保することから、自立相談支援事業等における支援員の配置状況や業務量等を調査・分析し、適切な支援体制のあり方の調査研究を行う。
2	社会福祉協議会の生活福祉資金貸付におけるオンライン化に関する調査研究事業	生活福祉資金貸付事業における利用者の利便性の向上や実施主体である社会福祉協議会の事務負担の軽減等の観点から、オンライン申請のために必要なシステム構築に向けた調査研究を行う。
3	支援者支援の現状と今後のあり方に関する調査研究事業	<ul style="list-style-type: none">・ 個人事業主やフリーランス、外国人等、新型コロナウイルス感染症の影響で顕在化した相談者層に対する支援ノウハウや課題整理を行う。・ 生活困窮者自立支援事業の円滑な実施や、当該事業に係る相談員等への支援体制の充実を図るため、生活困窮者自立支援に関わる中間支援組織の活動に関する調査研究を行う。

特にご議論いただきたい点

特にご議論いただきたい点

自立相談支援事業の機能強化・関係機関との連携

- コロナ禍で顕在化した新たな相談者層（例：個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等）に対応するため、他の公的機関や民間団体等との連携を含め、自立相談支援機関としての支援のあり方について、どのように考えるか。
その際、法においてキャッチした個人・世帯や地域社会の課題について、法に基づく支援だけではなく、他分野や他制度、関係機関、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO法人、民生委員・児童委員、自治会、企業、商工会議所等と連携して解決していくことも重要であるが、具体的な連携方策についてどのように考えるか。
- 相談者の抱える課題が複雑化・複合化している実態を踏まえ、早期に関係機関間で情報共有を行い、アウトリーチを含む支援につなげていくことが重要であることから、支援会議の目的や役割等の周知を含め、支援会議の取組を推進するための方策についてどのように考えるか。
- 自立相談支援事業とフードバンク、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」や社会福祉協議会において行われている現物給付等の取組との連携について、それぞれの法人や団体の強みを活かした形で、連携を強化することが重要との指摘がある。自立相談支援事業におけるこうした地域の社会資源の開拓についてどのように考えるか。
- オンラインツールやSNSについて、特に若年層の支援において有効性を指摘する声もあることから、使用の実態を把握した上で、安全性を確保しつつ利用促進を図ることについてどのように考えるか。

自立相談支援機関の支援体制の確保（委託の在り方を含む）

- 法の理念に基づく支援を実現するためには、自立相談支援事業に支援員を適切に配置することが不可欠であるが、適切な人員体制についてどのように考えるか。（例：地域特性も考慮した適切な人員配置の基準の設定等）
- 自立相談支援事業を含め、法に基づく事業の委託先の選定に当たっては、多様な主体が委託を受けて制度を運用することが地域の社会資源に広がりをもたらす、地域を育てていくことにつながるという認識に立つことが重要との指摘があるが、委託先の選定に当たっては、どのような事項を考慮すべきか。（例：企画提案の内容や支援実績、地域における活動状況等）

参考資料

令和元年度の新規相談・プラン作成の概況

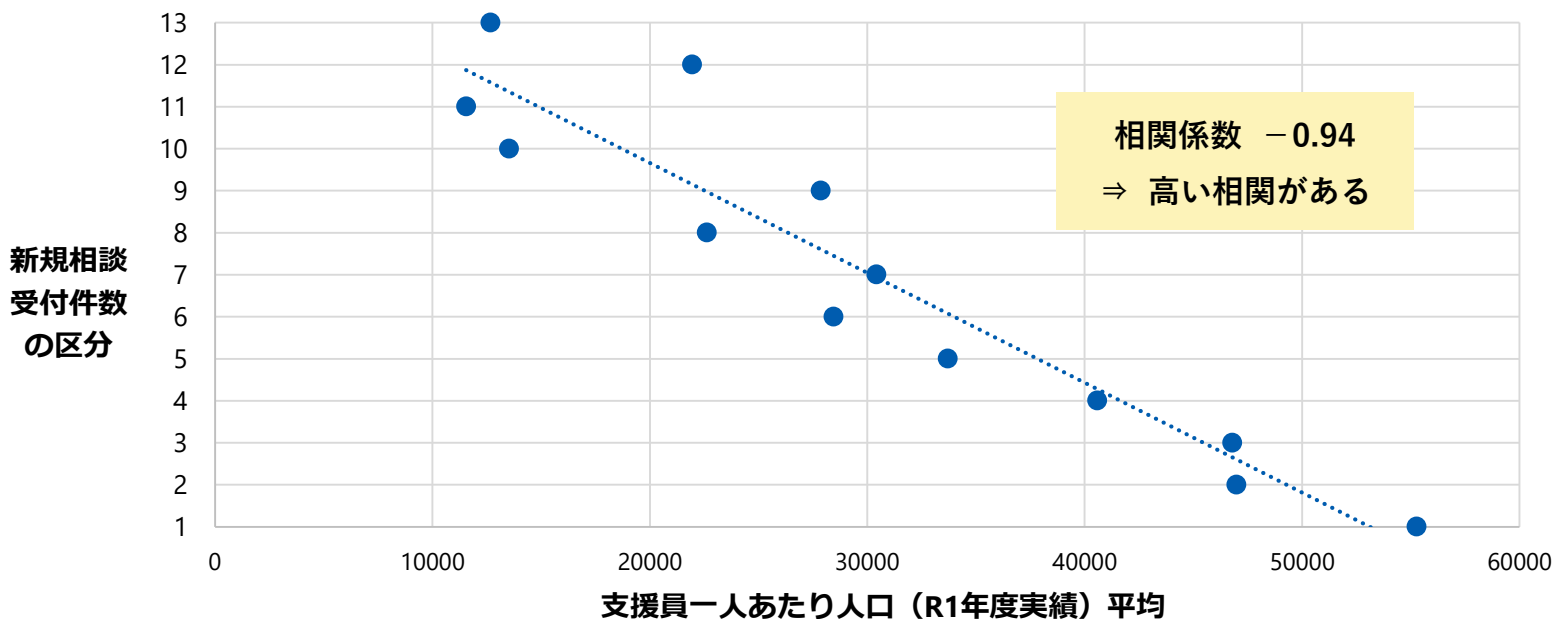
- 平成27年度と令和元年度の新規相談受付件数（10万人あたり）とプラン作成の概況を905自治体（福祉事務所設置自治体総数）別に見ると、新規相談受付件数、プラン作成率ともに増加しており、特にプラン作成率は新規相談受付件数が少ない自治体においても全体的に増加している。



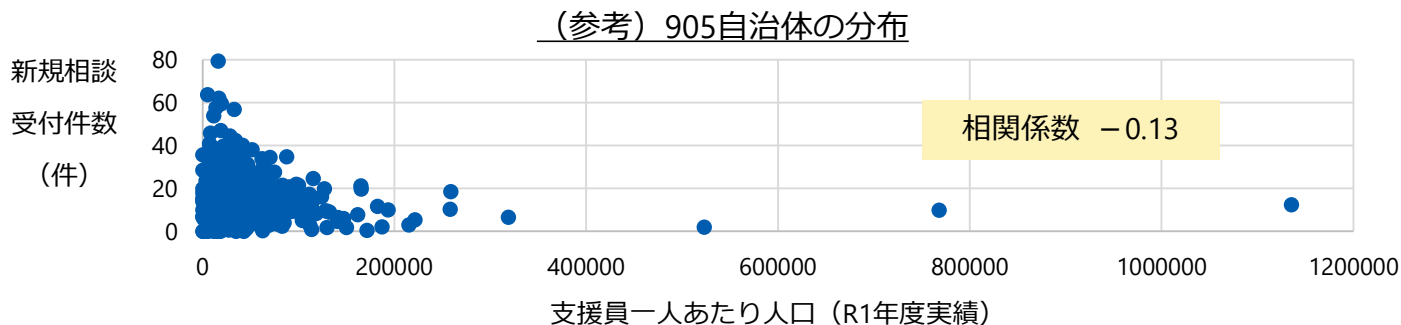
支援員配置と新規相談受付件数の関係

○ 905自治体の新規相談受付件数の分布を13区分に分け、各区分に属する自治体の「支援員一人あたり人口（平均値）」と各区分の関係を見ると、「支援員一人あたり人口」と新規相談受付件数の間に相関関係が見られる。

※ 支援員一人あたり人口（平均値）…「新規相談受付件数」の各区分に属する自治体の「支援員一人あたり人口」の平均値。



区分 No	新規相談受付件数 (10万人あたり)	自治体数
1	0～5件未満	75
2	5～10件未満	181
3	10～15件未満	230
4	15～20件未満	184
5	20～25件未満	121
6	25～30件未満	61
7	30～35件未満	28
8	35～40件未満	12
9	40～45件未満	4
10	45～50件未満	2
11	50～55件未満	1
12	55～60件未満	3
13	60件～	3



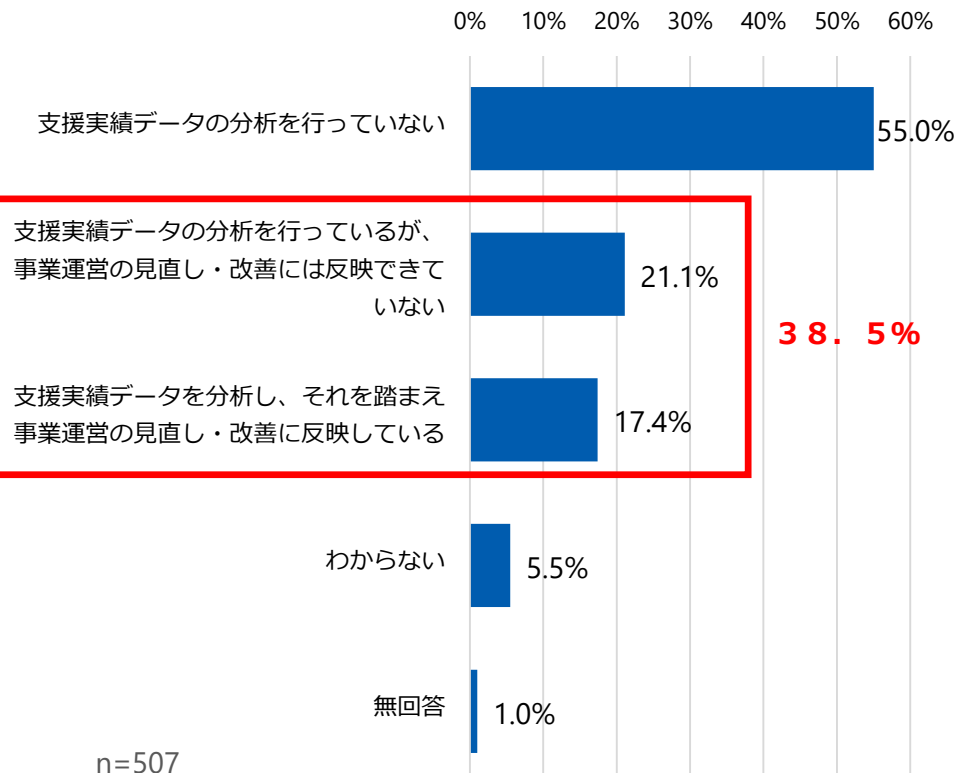
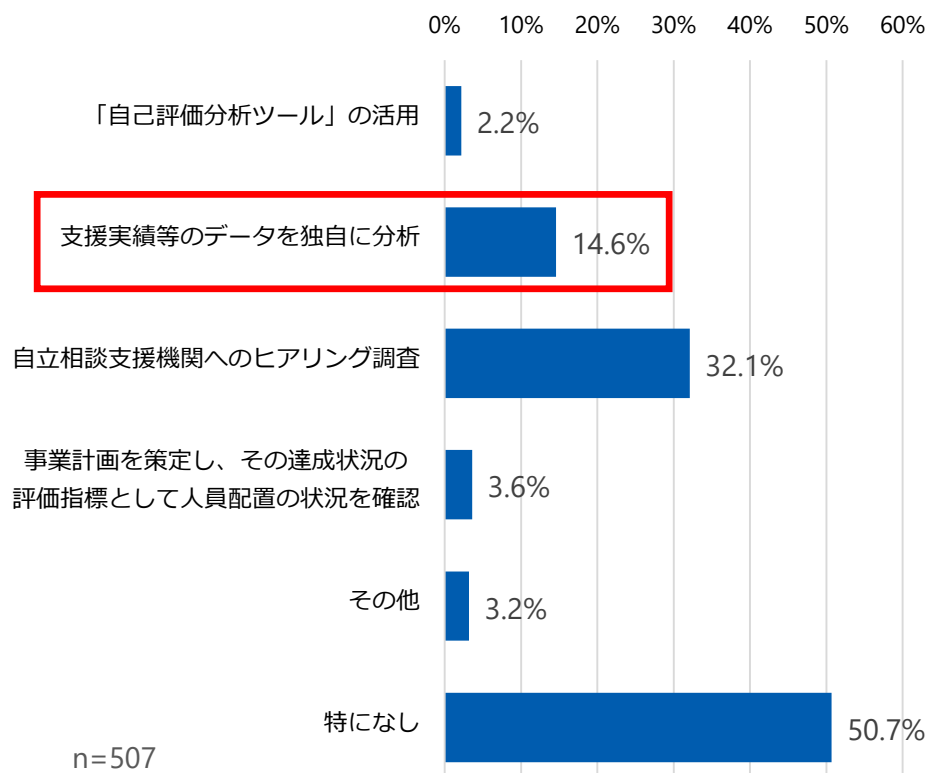
相関係数 (|R|) と相関関係

- $1.0 \geq |R| \geq 0.7$: 高い相関がある
- $0.7 \geq |R| \geq 0.5$: かなり高い相関がある
- $0.5 \geq |R| \geq 0.4$: 中程度の相関がある
- $0.4 \geq |R| \geq 0.3$: ある程度の相関がある
- $0.3 \geq |R| \geq 0.2$: 弱い相関がある
- $0.2 \geq |R| \geq 0.0$: ほとんど相関がない

自立相談支援事業における適切な人員配置を行うための取組

- 自立相談支援事業における人員配置の取組状況について、「自立相談支援機関へのヒアリング調査」が32.1%、「支援実績等のデータ独自に分析」が14.6%となっている。また、少ないながらも、事業計画を策定し、その達成状況を踏まえて確認している取組も見られている。
- 支援実績の分析状況について、分析を行っている割合は約4割となっており、そのうち、分析結果を活用し、事業運営の見直し・改善に反映している割合は17.4%となっている。

適切な人員配置の促進のための取組



自立相談支援事業の体制について

○ 自立相談支援機関において、以下の3職種を配置することを基本とする。

※ 各職種には主に以下のような役割が求められるが、自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども可能である。しかしながら、それぞれの役割に縛られ過ぎるのではなく柔軟に対応することも重要である。

職種	主な役割
主任相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援業務のマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・支援の内容及び進捗状況の確認、助言、指導 ・スーパービジョン（職員の育成） ○高度な相談支援（支援困難事例への対応等） ○地域への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の開拓・連携 ・地域住民への普及・啓発活動
相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援全般 <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援等（アウトリーチ） ○個別的・継続的・包括的な支援の実施 ○社会資源その他の情報の活用と連携
就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○就労意欲の喚起を含む福祉面での支援 ○担当者制によるハローワークへの同行訪問 ○キャリア・コンサルティング ○履歴書の作成指導 ○面接対策 ○個別求人開拓 ○就労後のフォローアップ等